

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還） 29

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43811

復帰準備の段取り
(在京米大ニミツトリ聴取)

いとの判断等があったやに承知している。

(2) 上記決定は行政府の判断に基づくものであり、上院の意向によるものでない。

(3) 自方(日)は経済問題と紛争問題とは別個の問題であり、通商協定の交渉は日米側の経済政策如何により左右される

ことではないかと観望してあり、10月に審議が

始まれば12月の休戦前にはあげられるので

はるかと^思っている。

(4) 自方はこの週末に大統領が通商協

定と議会に提出する際の提出説明を

起案するが^た中国政府へ其中の利に日米

側の感觸も承知しておきたく、右作成の上

は柳高麗に供するでコトに欲しい。

(当方より右配慮を謝し是非をいって欲し

い希望しておいた。)

2. 議会対策

(1) 前述の議会へ予定あり自方(日)の帰国

(予定は8月10日帰国予定)

は9月上旬に在るうかと思つてゐるがこの内

上院対策について日米側とも十分打ち

合せ、帰国の上は上院審議の日米へのはね

の文に成るべく努力したいので、外務省

の協力を得たい。(当方了承。)

(2) 目下ワシントンにおいて上院における説明

所別、各答委員等の作成を急いでいるが、
右入平次 ^{外務省} ~~外務省~~ ^見 ~~見~~ ^{コメント} ~~コメント~~ によるので ~~検討~~ ^{検討} 中

欲しい。(当方より、日4側においても国会対策を

鋭意進め、米側と打ち合せておいた方が

よい項目、米側にお知らせして参考とする所は

目もあり、又で連絡の密にとりこむこと

旨述べると共に、米側の説明現案について

は是非拝見したい旨要請しておいた。)

~~外務省の日米関係~~

(3) (当方より、日4側の国会対策において種々

問題点があるが、右 ^{国会において} ~~右~~ ^{シイナ} ~~シイナ~~ 特殊部隊 ^{シイナ} ~~シイナ~~ について
で相当浅薄であると予想され、CSG、選出

プロセシングセンター等につきもう少し詳しい
情報があれば対処し易く ^{1. 米側が米側の得るもの} ~~と~~ なるので

右につき前向に考えて欲しい旨述べたのに

に対し、実は ^{sensitive} ~~secret~~ な部隊の問題 ^{復帰後の継続の} ~~復帰後の継続の~~ については ^{その必要} ~~その必要~~ 性有無等を含めてワシントン
において検討を加えているところであり、日

本側における国会対策の必要上という事で

追加の情報提供 ^{ワシントン} ~~ワシントン~~ について ^{ワシントン} ~~ワシントン~~ 請願すると

日4側は ^向 存続を認める意^意であるとの解
 象を与え、ワシントンにおける検討に prejudice
 を与えることには ^{反対} である。 (結果的
 には 現狀どおり存続させという結論が出
 されたかも知れないが。) ワシントンに照会する
 タイミングが ^{いい} かつ、自分も 国会がもと
 せいで、まだから 検討する方が 前記の如く
 状況にかかわらず 得策であるかと考えて
 いる。日4側が 今から 強い関心を示して
 いる事情については 自分はよく理解でき
 るので、出来れば日4側の要望に ^応 じる

力があるが、日4側においても 前述の如くワシントン
 における検討の事情に ^{十分} 留意して検討が
 有難い。
 (4) (当方、何れにしても 国会が始まってしまうと
 ゆっくり考えている 時間的余裕も 乏しくなるべく
 今から 国会開会までの間に あらかじめ準備を
 しておく必要がある。右事情に留意の上
 協力願いたい。要請。左方とも同様に
 ある旨 述べていた。)

3. 復帰日のこと

(1) 復帰日と明年4月1日とあることは、^{右は、}

growingly doubtful となっている。^米国

行政内^の動きであり、評会と関係

通からではない。その理由としては (1)

special weapon の撤去は到底明年

4月1日までに完了できない (この意見

は当然のこととして、各部署内に prevail と

していること、(2) 沖縄の局地防衛の

take over が明年4月1日から始まること

とに困難があること、事情があること、(3)

米国の対琉球援助計画が遂行される

10
つまり、右の気運のたけにも4月1日以降

であることが好都合であることがあ

げられている。

(2) 何れにしても7月1日以降とあることは

予想されている。

4. 復帰準備

(1) (多分、米側^は上陸作戦との関連で
協定の) 沖縄での復帰準備が公衆に行われることは

ついで慎重であるという立場であるが、

特に施設と域の提供、労務問題については

大至急作業に入らざるに間に合ふべきこと、

GA-6 外務省

これは日米双方にとり困ることであります。上意

下情は中々之と云ふに余りには復帰準備が通

じりであるが、配慮がたいと述べておられる

と、STG関係の復帰準備について日米

間の関係は整理がなされておる

側としても前向きに考えている。目下一々誤会

とも今後の取り進め方に協力を重ねてい

ていまして、施設、交通、労務問題等を中心

今後出されていくべき項目を

にリストアップする作業を行っている。右は今

週中には目途がたつと云うので来週前半

にても日米側と協力をしたいと考えている。

(2) (当方より上記復帰準備に関連し、今後

秘

各相から

資料要求も当然のことと云う増大してわく

というが、米側への協力なくしては円滑な施

政反回還の実現も困難なところから見て、timely

に資料の提供が得られよう願うことは

要請。先般も出されたことは要望にきくようにして

協定署名の期にもおいて連絡を密にしていきたい

たいと述べておる。

(3) (復帰準備等の進め方については別添記

録)

5. その他

当方より大統領行政命令の改正は順調

に進められていると伺ったところ、先般は9月4

13

結論が
には ~~1971年7月10日~~ 1971年7月10日 午後1時16分 沖繩
うきゅう政府作成「対米請求権の内容」

GA-6 外務省

注意
(1. 本電の内容は慎重(秘)せられたい。
(2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。)

電信写

127

総番号(TA) 38556
71年7月10日12時16分 沖繩 主管
71年7月10日15時51分 本省 発着 杜

外務大臣殿 杜頼(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

りゅうきゅう政府作成「対米請求権の内容」

第729号 略

往電第678号に関し

冒頭往電7.の及び8.の一部支払済について準備委ザキミ
補さ官を通じて照会せるところ次の通り。

1. これらの一部支払はすべて外国補償請求法第2734
条(E)の規定に基づき完全な債務のり行として補償金の
支払が行なわれているものである。

2. 従つて米側としてはこれらについて完全解決と主張す
るであろうが、同法に基づく補償査定額に不服があつても
これを申立てる手段なきため、止むを得ず補償金を受領し
たものであり、この点りゅう政当局としても不満をいだい
ている。

(了)

外務省

- ソカ
- 大政事外務省
- 務務典房
- 次次
- 臣官官審審長長
- 備総人電厚計
- 書文会営給
- 調査長
- 参企析調
- 領移長
- 参領旅移
- ア参地中東
- 長北東西
- 参北北
- 中雨審欧
- 参一
- 参西東洋
- 長西東
- 近ア長
- 参書近ア
- 経次総経国資
- 源
- 長参實統
- 国
- 経政技二
- 国一理
- 協長
- 参参協
- 長国
- 参政経科
- 長軍社専
- 参参道内外
- 長文長
- 一二

[illegible]

爲す。一掃するに於ては相対的時間を要する。進行中の神機たものである。現在、進行中の神機の波が一種である。実行には固執と確信とがかりの時間を要してゐる。一掃の線に接する。のであるといわれ。同種筋はさきにそのような積聚である。具体的には返答筋は九月に再興され、東上院の神速返答筋施答筋筋を成り行と重なる関係がある。を指摘してゐる。米政府については上院の協定審議院行つて形を返答筋を進めることは政治的に便宜ない。判断してゐるわけである。といふのは米政府とらわね。既に外交問題の理に於ては米政府に対する目的の視察を主張する立場にある。米政府の主張が、ないがために返答筋の事実として行政府が既にこれにかかるといふことが既に既を調する結果にならねない」と判断してゐたわけである。このやうな事情が米政府にして核放棄は重要問題は既に決つてゐる。そのゆゑに既に決つてゐる。このやうな事情を昨四月、目録返答筋に示してゐる。